

## A E D（自動体外式除細動器）貸出しのご案内

- ・ A E D（自動体外式除細動器）は、突然、心肺停止状態に陥った場合に、けいれん状態にある心臓に「電気ショック」を与えて、正常な状態に戻す医療機器です。
- ・ 心停止者への迅速な救命活動に備え、かつ、救命率向上の寄与するため、始良市内において開催される催し物及び行事を主催、後援又は協力する団体等に、A E Dの貸出しを実施いたします。

※平成16年7月の厚生労働省通知により、医療従事者でない一般市民でも使用できるようになりました。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始良市民が主催（共催含む）、後援又は協力する行事等</li> <li>・ 始良市民が主な対象となるスポーツ競技、イベント、講習会等</li> <li>・ 始良市消防本部消防長が認める行事等</li> </ul> 上記、各種行事を主催する団体等の代表者
貸 出 期 間	・「借用申請書」に記載した借用希望期間（原則として7日以内となります。）
貸 出 要 件	・「医療従事者」又は「普通救命講習」修了者を、行事期間その会場に配置すること。
申 請 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、貸出希望日の1か月前から1週間前までに、「様式第1号 自動体外式除細動器（A E D）借用申請書」に記入し、次に掲げる書類を添えて、下記申請先まで提出して下さい。（持参のほか郵送、ファックスも可。ファックスにて申請された方は、押印した「借用申請書」の原本を必ず持参提出してください。）</li> </ul> ※借用申請前に電話で、下記問合せ先に貸出状況をご確認ください。 <b>【添付書類】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者の身分を証する書類（運転免許証等）</li> <li>2. 行事等の目的、会場、行事内容がわかる書類</li> <li>3. 「医療従事者資格免許証」又は「普通救命講習修了証」の写し</li> </ol>
貸 出 手 順	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電話にて、貸出状況を確認</li> <li>2. 申請（「借用申請書」の持参又は送付等）</li> <li>3. 貸出し（ファックスにて申請した場合は、「借用申請書（原本）」を持参ください。）</li> <li>4. 返却（様式第2号 自動体外式除細動器（A E D）使用報告書に記入していただきます。）</li> </ol>
貸 出 場 所	・ 始良市消防本部警防課
貸 出 日 時	・ 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）
貸 出 料 等 損 害 賠 償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料</li> </ul> ただし、借受者が故意又は過失により、A E Dを破損、損傷、紛失させた場合は、「様式第3号 自動体外式除細動器（A E D）破損・損傷・紛失報告書」記載提出してください。なお、この場合に係る費用については、借受者に負担していただきます。
申 請 先 問 合 せ 先	〒899-5241 始良市加治木町木田2040番地 始良市消防本部警防課 電話：0995-63-3287（内線29）ファックス：0995-63-3291 E-mail： <a href="mailto:keibou@aira-fd.jp">keibou@aira-fd.jp</a> （警防課代表）
申請書類等の ダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始良市消防本部自動体外式除細動器（A E D）貸出要領</li> <li>・ 様式第1号 自動体外式除細動器（A E D）借用申請書</li> <li>・ 様式第2号 自動体外式除細動器（A E D）使用報告書</li> <li>・ 様式第3号 自動体外式除細動器（A E D）破損・損傷・紛失報告書</li> </ul>

※A E Dは、救命の現場に居合わせた誰もが使用できますが、心肺停止者と使う人の安全を確保する上で、積極的に救命に取り組めるように、「普通救命講習」の受講が推奨されています。